

- 第 1 条 週休 2 日の普及・実現に向けた工事であり、建設現場における週休 2 日（毎週 2 日以上閉所）を実施する工事である。
- 第 2 条 受注者は、当該工事が「週休 2 日工事」である旨を工事看板に明記すること。
- 第 3 条 受注者は、契約後、現場稼働中の工期（工事着手前の準備等の期間、一時中止期間、工場製作期間、工事完成後引き渡しまでの期間を除く。以下「現場稼働中の工期」という。）において、週休 2 日を前提とした現場閉所計画書を監督職員に提出し、確認を受けること。
- 第 4 条 異常気象（災害等）や住民対応等でやむを得ず休日に作業が必要となった場合には、監督職員に事前（緊急対応が必要な場合は事後）に協議し了解を得ること。
- 第 5 条 休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人、監理技術者等が現場閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。ただし、兼務が認められていない現場代理人および専任の監理技術者等については、他の現場に従事することは認められない。
- 第 6 条 受注者が、月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく措置等を行う。
- 第 7 条 「週休 2 日工事」の実施にあたっては、「あわら市建設工事における週休 2 日実施要領」に基づくものとする。この要領は、あわら市総務部監理課のホームページから入手できる。